

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等とは

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことである。

2 整備の目的

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者とその家族等の地域での生活を支援する。

3 地域生活支援拠点等の整備に必要な機能

(1) 相談

コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4 整備手法

(1) 「多機能拠点整備型」

⇒ 5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加

(2) 「面的整備型」

⇒ 複数の機関が分担して、5つの機能を担う体制

※別紙1「地域生活支援拠点等の整備について」参照

5 整備に関する方針等

(1) 国の基本方針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

⇒ 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(2) 市の基本方針

第6期八戸市障害福祉計画【令和3年度～5年度】

⇒ 令和5年度末までの間、地域生活支援拠点を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする(計画10頁に記載)。

6 整備の全体スケジュール

令和3年度 他都市等調査、市内事業所アンケート実施、整備手法検討

4年度 事業者と個別協議、財源の検討(施設整備等)

5年度 拠点整備、財源の検討(運営委託)

7 当市のこれまでの取組等

令和3年3月 八戸市3月議会一般質問において答弁

※別紙2「令和3年3月議会一般質問内容」参照

4月 令和3年度八戸市各部事業説明(庁内)

⇒ 令和5年度末までに拠点整備

5月～ 他都市等調査、整備手法検討

12月～ 市内事業所アンケート実施

令和4年1月 ※別紙3「地域生活支援拠点の整備に関するアンケート結果」

8 今後の予定

市内各事業所へのアンケート結果を踏まえ、事業者と個別に協議しながら、整備手法や財源等について検討し、令和5年度末までの整備を目指す。